

## 東やまたレジデンスにおける虐待事案についてのご報告

令和 8 年 2 月 26 日に横浜市より 2 件の虐待認定を受けた事案についてご報告します。

今回事案の対象利用者様に心よりお詫び申し上げます。今後このようなことのないよう法人全体で全職員の支援技術および対応力の向上に取り組むとともに、職員が落ち着いて支援にあたることのできる体制整備に努めます。

### 【経過】

令和 7 年 7 月に横浜市より令和 6 年～7 年に発生した 3 件の事案について状況確認の連絡を受け虐待通報を把握しました。令和 7 年 8 月に横浜市による聞き取りが行われ、令和 8 年 2 月 26 日に 2 件について心理的虐待 1 件、放棄放任 1 件の虐待にあたるとの判断を受け、令和 8 年 3 月に「虐待事案の調査内容・再発防止策等報告書」を横浜市へ提出しました。

### 【内容】

#### (1)心理的虐待 1 件

令和 6 年 1 月 11 日居室で飲み物を提供した際に、ご本人が飲む姿勢にならず、職員がご本人に対して「飲め」「持て」と断定的な言葉かけで促す対応がありました。

サービス管理責任者および担当係長による該当職員への聞き取りを実施し、「活動が大幅に停滞することへの焦りや他の利用者への影響を考え一方的な言い方になってしまった」ことを把握しました。

#### (2)放棄放任 1 件

令和 7 年 6 月 15 日昼食前にご本人をトイレへ誘導し排泄を確認後、食事配膳のために職員が先に居室に戻りました。その後ご本人が居室に戻られた際に左頬から出血しているのを確認しましたが、職員は患部を素手でふき取り、キッチンから持参した台布巾で傷口を押さえ、適切な止血・処置を行わないまま食事介助を開始しました。下膳後に職員はご本人を居室へ残したまま別業務へ向かい、約 90 分後に別の職員がご本人の傷を確認し上司、保護者への報告、通院を行いました。

### 【対応】

#### (1)心理的虐待

当該対応は不適切であるとして職員へ注意を行い、適切な声かけや距離感について再確認をおこないました。

#### (2)放棄放任

サービス管理責任者及び担当係長により該当職員への聞き取りを行い、不適切な傷の処置、事故後の報告および通院の遅れについて強く指導しました。看護師と連携し受傷時の処置用品の不足がないようユニットに物品を配置し、事故発生時の対応について事業所全職員へ再周知を行い、緊急時の迅速な連絡・対応の徹底を指導しました。また令和 7 年 7 月 24 日に東やまたレジデンスにて「虐待防止・感染予防職員研修」を実施し、虐待の疑いや怪我対応の重要性、看護師から止血手技等の研修を行いました。

上記 2 件の事案について令和 8 年 3 月 19 日開催の理事会において報告しました。今後、開催される評議員会、虐待防止委員会でも報告します。